

知財アレルギーへの レクイエム

the requiem for people with an allergy to intellectual property



Lesson9：商品形態模倣行為(1)

中川 淨宗

1. はじめに♪

皆さんこんにちは。11月に入って、いつの間にか吐く息も白くなってきました。知的財産の「永遠の^{ジョングルール}吟遊詩人(!)」こと弁理士の中川^{きよむね}淨宗です。

今回は、「不正競争防止法」が「不正競争」として規制しているさまざまな行為の中でも、特にビジネスにおいて法的なトラブルが生じやすい「商品形態模倣行為」について説明します。

商品形態模倣行為とは、例えばX社が開発と販売を行ってヒットさせた玩具 α がある場合に、Y社がこれに便乗してそっくりそのままマネした玩具 β を販売する行為をいいます。

もしかしたら皆さんの会社でも、既にこのようなトラブルに巻き込まれた経験があるかもしれません。

商品の形態を模倣する行為は、意匠法・著作権法などの他の知的財産法その他、民法によっても規制され得ます。

しかし、今回は不正競争防止法が商品形態模倣行為をどのように規制しているのか、他の法律との違いなども合わせて具体的に説明しましょう。



本稿は個人レッスン形式で進めていきます。久しぶりなので、簡単に自己紹介をお願いします。



平日はしっかり勉強、休日もきっちりお稽古事。だけど、知財もみっちり勉強したい、「クラス一の頑張り屋」、女子高生の^{ちあき}知明です。



休日は家でゴロゴロ、平日も会社でスヤスヤ。でも、知財ならキレキレ(?)、「社内一の^{のりお}ノンビリ屋」、メーカー知財部長の^{のりお}法雄です。

2. 規定の趣旨♪



初めに、不正競争防止法が商品形態模倣行為(不2条1項3号)を規制するのは、どのような理由があるからなのでしょう?



まず、新しい形態の商品の開発には、費用や労力が掛かります。それに、新しい形態の商品だから必ず売れるとは限りません。

つまり、「開発者」は新しい形態の商品の開発に必要な費用と労力を負担し、それを初めて市場に投入する際のリスクも負っているのです。



一方、「模倣者」は他人が開発した商品の形態を模倣するだけです。新しい形態の商品を開発するのに必要な費用や労力を負担する必要は全くありません。



それに、売れていない商品の形態をわざわざ模倣する人なんていませんよね。だから、模倣者は開発者の商品の売れ行きを見ながら模倣商品を市場に投入すれば、市場に投入する際のリスクも軽減できます。



そうすると、模倣商品を販売するなどの行為を放置した状態で開発者と模倣者が市場で競争すれば、開発者が不利になるのに対し、模倣者が有利になるという問題があります。



ナルホド、このままでは開発者は模倣者と市場で競争しても負けてしまうわけですね。

この問題を放置すれば、独創的な商品を開発しようといった試みや新しい商品の市場を開拓しようといった意欲が失われてしまうでしょう。不正競争防止法が商品形態模倣行為を規制する理由がここにあるんですね。

 でも先生、商品の形態は、他の知的財産法によって保護されるのではないのでしょうか？

例えば、商品の形態が意匠であれば「意匠法」によって保護されますし、著作物であれば「著作権法」によって保護されるはずです。

 それに、商品の形態が店頭人形のような商標に該当すれば「商標法」による保護はもちろん、不正競争防止法上の他の「不正競争」による規制の対象にもなり得ます。

それと過去の裁判例には、模倣商品の販売について民法上の「不法行為」の成立を認めたものもありましたな。

 そのとおりです。しかし、そのような他の知的財産法による保護の対象に該当せず、また、自分の提供するモノと他人の提供するモノを区別できる力（自他商品役務識別力）がない商品形態は、他の知的財産法による保護を受けられません。

 それに、不法行為が成立したとしても、一般に不法行為に対しては、模倣商品の販売の停止などを求める差止請求、新聞への謝罪広告の掲載などを求める信用回復措置の請求などが難しいという問題もあります。

 だから、不正競争防止法は、平成5年法改正によって、以下の4つの要件からなる商品形態模倣行為を新たに不正競争として規制することにしたわけですね。

3. 第1の要件

 第1の要件は、模倣したものが「他人の商品の形態」であることです。「商品の形態」が、特にこの要件のキーワードです。

 まず「他人」とは、模倣者以外の者のことをいいますね。

ですから、冒頭の例でいうと、X社の玩具αを模倣したY社から見れば、X社を含め、Y社以外はみんな他人であるということになります。

 次に、商品の形態とは、「需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう」（不2条4項）と定義する規定がありますな。

 ここでいう「知覚」とは、人間の五感のうち、視覚および触覚のことを指すと解釈されています。

ですから、商品を構成する要素であっても、具体的な商品の形態を離れてしまうと商品の形態とはいえません。

 私が小さいころに遊んだ電車の姿からロボットの姿に変身する変身玩具を例に挙げて考えてみます。

電車からロボットに変身するといった商品コンセプトやアイデア、変身する時に音が出るといった商品の性能や機能、あるいはロボットの頭^つに角が付いているといった抽象的な特徴などは商品の形態とはいえません。

 私の娘はままとセットで遊んでいましたなあ（遠い目）。

（オット）それに、肉眼で見ることのできない極めて小さな形態も、知覚で認識することができませんな。

ですから、変身玩具を形作っているとても細かい部品の形態などは商品の形態に該当しません。

 そして、「商品」とは市場で独立して商取引の対象となり得る物であって、原則として有体物、つまり物理的に空間の一部を占める形を備えた存在のことをいいます。

 そうすると、例外的にはソフトウェアやプログラムといった無体物もここでいう商品に含まれる可能性があるんですね。

例えば、変身玩具を操作するためのコントローラーの画面にソフトウェアによって表示される画像は、商品の形態であるといえそうです。

 ところで、商品の意味からすると、その他人の商品がどこで生産されたのか、つまり「生産地」は特に問題にならないようですね。

冒頭の例でいえば、X社の玩具αが、日本国内で生産された物か、日本国外で生産された物かを問わず、その形態は商品の形態に該当します。

 さて、先ほどの商品の形態の定義によれば、商品の形態には商品の「外部形状」などはもちろん、その「内部形状」なども含まれます。

商品の外部形状などであればほとんど問題ないのですが、商品の内部形状などは商品の形態に該当するか否かについての検討が必要です。

 そうか！商品の形態の定義によれば、需要者が通常の用法に従った使用に際し、知覚によって認識できることが必要ですね。

ですから、商品の外部から簡単に見ることができる内部形状でなければ、商品の形態とはいえません。

 そうすると、変身玩具でいえば、変身するときには展開することで目に触れるような内部形状であれば商品の形態に当たりますね。

一方、変身玩具の内部に組み込まれたこれを展開させるための駆動機構は、分解でもしない限り見えませんから、商品の形態とはいえません。

 そういえば、商品の形態は、それが「立体的な形態」なのか、それとも「平面的な形態」なのかを問題としていません。

そうすると、変身玩具のような立体的な形態はもちろん、変身玩具に貼り付けるシールのような平面的な形態も、商品の形態になり得ます。

 ところで先生、商品それ自体の形状などが商品の形態になり得るのは当然だと思います。

それでは、このような商品を収納する容器や包装あるいは説明書などは、商品の形態になり得るんですか？

 いい質問ですね、知明さん。その調子で明日も学校でしっかりと勉強しましょう。

少し難しい言い方になりますが、「容器」などがその内容物である商品と結びついて一体になっており、商品から簡単に切り離せないかたちで結びついている場合には、商品の形態になり得ると考えられます。

 つまり、単なる玩具の収納箱では商品の形態に当たりませんが、玩具と一体型の収納容器であれば商品の形態に当たるわけですね。

 それに先生、先ほどの商品の説明からすれば、容器などが市場で独立して商取引の対象になり得る物であれば、容器などそれ自体がもう商品になり得ますよね。

例えば、紙コップや弁当箱などは、飲み物や食べ物といった商品を収納するための容器ですが、容器単体で販売されているので商品に該当します。

 また、商品の形態は必ずしも「完成品」の形態に限らず、「部品」の形態でもよさそうですね。

ですから、玩具の形態は完成品の形態として、玩具に使用されるネジなどは部品の形態として、いずれも商品の形態に該当します。

 それに法雄さん、商品の形態は必ずしも「単一の商品」の形態に限らず、「商品の組み合わせ」でもよさそうですね。

お嬢さんが昔遊んだままごとセットの玩具であれば、セットを構成する食器などの個々の玩具の形態とは別個に、セットの形態も商品の組み合わせとして商品の形態になり得ます。

 最後に、商品の形態というためには、意匠法における新規性(意3条1項各号)や創作非容易性(同2項)といった各種の産業財産権の「登録要件」を満たすか否かは問題にならない点に注意してください。

 先ほどの先生の説明にありましたが、不正競争防止法が商品形態模倣行為を規制するのは、開発者が模倣者と競争するうえでのアンバランスを修正するためです。

そうすると、法律の趣旨が違うわけですから、各種の産業財産権の登録要件を満たさないようなものでも、商品の形態には該当し得るわけですね。

4. 第2の要件

 今回はさえてますね、法雄さん。その調子で明日は会社でস্যスヤはやめておきましょう。

ただ、ガラスであれば底面と側壁があるといったように、その商品にとってありふれた形態は、以下の第2の要件を満たさないため、商品形態模倣行為による規制の対象にはなりません。

第2の要件は、他人の商品の形態が「その商品の機能を確保するために不可欠な形態でないこと」です。

 なぜ、不正競争防止法は、商品の形態でも、その商品の機能を確保するために不可欠な形態については、商品形態模倣行為に当たらないと規定しているのでしょうか？

 う〜ん……。その第1の理由としては、不正競争防止法が開発者以外の他人による市場への参入を不当に制限してしまうことを防止するためであると考えられます。

 そっか！先ほどのガラスの例でいうと、底面と側壁がなければ、当然その内部に飲み物を入れておくことができません。

もし、不正競争防止法が、ガラスについて底面と側壁を備えていることを商品の形態として保護すれば、誰もガラスを販売できなくなってしまうおそれがあるわけですね。

 そして、第2の理由としては、そのような商品の形態には、特許法や実用新案法によって保護されるものも多く、さらに不正競争防止法でも規制すれば、それは過剰な規制になってしまうとも考えられます。

 先生、その例としてパラボラアンテナが挙げられますな。

つまり、パラボラアンテナの形は、電波の反射面に放物曲面を用いたお椀形になっています。

この形は、電波を一定の方向に集中させて送受信するという技術的な機能を発揮するために採用された形です。

 もし、不正競争防止法がパラボラアンテナの形を商品の形態として保護すれば、商品の形態を通じて、パラボラアンテナの技術的な機能の独占を認めることとなります。

しかし、技術的な機能の保護は、不正競争防止法ではなく、むしろ特許法などで図るのがスジってことですね。

 このような趣旨から、その商品の機能を確保するために不可欠な形態として、具体的には以下の2つのものがあると考えられます。

第1に、市場で「事実上の標準（デファクト・スタンダード）」になっている形態があります。

 その例としては、パソコンとプリンターなどの周辺機器を接続するために用いるケーブルの端子の形が挙げられますな。もし、接続ケーブルの端子の形をいろいろな形にしまうと、パソコンと周辺機器を接続できなくなってしまいます。

 ですから、接続ケーブルの端子の形は、パソコンと周辺機器を接続するという接続ケーブルの機能を確保するために不可欠な形態ということになります。

第2に、その形を採用しなければ、その種の商品として成立し得ない「不可避的形態」があります。

 例えば、お皿であれば、料理を盛り付けるところが平面であることが挙げられるでしょう。

もし、お皿が斜面になっていると料理がこぼれ落ちてしまいます。ですから、お皿が平面であることは、料理を盛り付けるといってお皿の機能を確保するために不可欠な形態なんですね。

 しかし、パラボラアンテナやお皿に花柄模様が付いていたとしましょう。花柄模様は、別段パラボラアンテナやお皿の機能を確保するために不可欠な要素ではありません。

よって、花柄模様も含めたパラボラアンテナやお皿の形態が商品の形態として保護され得る点は要注意です。

 それでは、今回は商品形態模倣行為の残り2つの要件、権利行使ができるのは誰なのか、そして、商品形態模倣行為に該当しても権利行使を受けない適用除外などをお話しいただけるんですな。

次回に向けて会社でしっかりと休んでおかないといけません！

 へえ〜、会社って仕事じゃなくてお休みするところなんですね。今回一番勉強になりました〜(呆)。

(次回に続く)

中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長 / 弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開業。知的財産の実務に携わりながら、専修大学および東海大学の講師も務める。深い作品の多いブルームスだが、27歳で作曲した弦楽六重奏曲第1番は晩年の髭面からは想像できない瑞々しい逸品である。

〒231-0006 神奈川県横浜市中央区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp/index.html>
E-mail : customer@ipagent.jp